



2022年5月18日

各 位

会社名： 株式会社 C D G
代表者名： 代表取締役社長 小西 秀央
(コード番号 2487・スタンダード)
問合せ先： 専務取締役 管理本部長 山川 拓人
(TEL： 06-6133-5200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月20日付「決算期(事業年度の末日)の変更に関するお知らせ」のとおり、2022年6月24日開催予定の第48期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議しましたが、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第48期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社の大株主である株式会社CLホールディングスが2022年12月期から国際財務報告基準(以下、IFRS)を任意適用することになり、IFRSでは、当社は株式会社CLホールディングスの連結決算の対象となり、IFRSに規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応することに加え、株式会社CLホールディングスと決算期を統一することで、今後の経営計画の策定及び予算、業績管理等の事業運営の効率化とグループとしての経営の推進を図るため、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第40条(事業年度)の変更だけでなく、同変更による調整のため、株主総会に関する現行定款第11条(招集)及び第12条(定時株主総会の基準日)、配当に関する現行定款第42条(期末配当及び基準日)の各条項に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第49期事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置)を新設するものであります。また株主総会参考書類等の内容である情報について電子提

供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、削除するものであります。そして、変更案第14条の新設及び現行定款第14条の削除の効力に関する附則第1条（株主総会参考資料等の電子提供措置に関する経過措置）を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分は変更部分を示しております）

現行定款	変更案
<p>第1条～第10条〈条文省略〉</p> <p>（招集）</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第13条〈条文省略〉</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>〈新設〉</p>	<p>第1条～第10条〈現行どおり〉</p> <p>（招集）</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>第13条〈現行どおり〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>（株主総会参考書類等の電子提供措置等）</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

<p>第 15 条～第 39 条 〈条文省略〉</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は毎年 <u>4 月 1 日</u> から <u>翌年 3 月 31 日</u> までの 1 年とする。</p> <p>第 41 条 〈条文省略〉</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9 月 30 日</u> とする。</p> <p>3 〈条文省略〉</p> <p>第 43 条 〈条文省略〉</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p><u>し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 39 条 〈現行どおり〉</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は毎年 <u>1 月 1 日</u> から <u>12 月 31 日</u> までの 1 年とする。</p> <p>第 41 条 〈現行どおり〉</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は毎年 <u>12 月 31 日</u> とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6 月 30 日</u> とする。</p> <p>3 〈現行どおり〉</p> <p>第 43 条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(株主総会参考資料等の電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 14 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定す</u></p>
---	--

	<p><u>る改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末までの日とする株主総会については、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則第 1 条（株主総会参考資料等の電子提供措置に関する経過措置）は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>（第 49 期事業年度）</u></p> <p><u>第 2 条 第 40 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 49 期事業年度は 2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月とする。</u></p> <p><u>（第 49 期事業年度の中間配当）</u></p> <p><u>第 3 条 第 42 条（期末配当及び基準日）の 2 項の規定にかかわらず、第 49 期事業年度については 2022 年 9 月 30 日を中間配当の基準日とする。</u></p> <p><u>（附則の有効期限）</u></p> <p><u>第 4 条 本附則第 2 条から第 4 条は、第 49 期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日： 2022 年 6 月 24 日

定款変更の効力日： 2022 年 6 月 24 日

4. 今後の見通し

2022年12月期（第49期）の連結業績見通しにつきましては、2022年5月10日に開示した「2022年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照ください。

以上